

## 法定開示書面

### 中小小売商業振興法における開示項目

#### 1 本部事業者の氏名及び住所、従業員の数(法人の場合は、その名称・住所・従業員の数・従業員の役職名及び氏名)

株式会社 井口 本社  
〒810-0807 福岡県春日市宝町4丁目8-3

創業

平成元年8月1日

資本金

2000万円

取引銀行

西日本シティ銀行 雑餉隈支店、福岡銀行 昇町支店、楽天銀行、ジャパンネット銀行

ドットマンクラブFC本部 専任担当者2名

〒810-0016 福岡県福岡市中央区平和3丁目11番7号

代表取締役 井口謙氏

取締役 井口美由紀

取締役 井口ヒロ子

#### 2 本部事業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主の氏名又は名称、他に事業を行っているときは、その種類

株式会社 井口 資本金 2000万円  
株主 株式会社 井口タタミフスマ店 42%  
井口謙氏 28%  
井口ヒロ子 20%  
井口美由紀 8%  
他 1名

主な事業目的

- 1、内装工事の設計施工
- 2、建物関連材料の販売
- 3、内装関連設備及び機械の販売
- 4、通信販売
- 5、鳥類忌避商品の販売、施工
- 6、鳥類忌避商品のフランチャイズ事業

### 3 子会社の名称及び事業の種類

#### グループ会社

株式会社 井口タタミフスマ店  
(たたみくらぶボランタリーチェーン本部)  
株式会社ホームケアふくおか  
(パナソニックエイジフリー介護チェーン福岡南FC)  
株式会社 リフォーム井口

### 4 本部事業者の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

本部にて閲覧できます。(7月決算)

#### 売上

平成 19 年 139,173 千円  
平成 20 年 134,839 千円  
平成 21 年 124,225 千円  
平成 22 年 124,071 千円

### 5 特定連鎖化事業の開始の時期

平成 23 年 9 月 1 日

### 6 直近の3事業年度における加盟者の店舗の数の推移

平成 23 年 9 月より事業開始

### 7 直近の5事業年度において、フランチャイズ契約に関する訴訟の件数

0件

### 8 営業時間・営業日及び休業日

本部の営業時間 10時～17時 休日：土日祝日・夏期・年末・年始  
その他：研修日・イベント日 \*FC店の営業時間は各FCにて決定します。

### 9 本部事業者が加盟者の店舗の周辺の地域に同一又は類似の店舗を営業又は他人に営業させる旨の有無及びその内容

本部の判断により、取り付け設置FC店は1店に付人口15～50万人程度、活動範囲を10km以内と想定し、FCの取り付け工事が受注できる販売店も同数程度を設置します。なお、新規加盟店は本チェーングループ情報網にて告知します。

### 10 契約期間中・契約終了後、他の特定連鎖化事業への加盟禁止、類似事業への就業制限その他加盟者が営業禁止又は制限される規定の有無及びその内容

本チェーン加盟店は他のチェーン、グループへの加入については自由です。

**11 契約期間中・契約終了後、当該特定連鎖化事業について知り得た情報の開示を禁止又は制限する規定の有無及びその内容**

契約期間中・契約終了後、当該事業について知り得た顧客情報の開示を禁止します。

**12 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項 額又は算定に用いる売上、費用等の根拠を明らかにした算定方法**

a 当加盟店の月額ロイヤルティを3万円(税別)とします。加盟店には工事報告があがった案件の一部をまとめて定期的に開示しますが、その内容案内はメールにて行います。

b FC店は、工事見積もり代金又は工事代金の0.5%を保険金として本部に支払います。

**13 加盟者から定期的に売上金の全部又は一部を送金させる場合はその時期及び方法**

月額ロイヤルティは月末までに本部へ振り込むものとします。

加盟店間の紹介手数料は売上げの10%とし、代金入金後に毎月まとめて支払うものとします。

**14 加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付の斡旋を行う場合は、それに係る利率又は算定方法及びその他の条件**

加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付の斡旋を本部は行いません。

**15 加盟者との一定期間の取引より生ずる債権債務の相殺によって発生する残額の全部又は一部に対して利率を附する場合は、利息に係る利率又は算定方法その他の条件**

加盟者との一定期間の取引より生ずる債権債務の相殺によって発生する残額の全部又は一部に対して利率を附する場合は利息に係る利率は14.5%とします。

**16 加盟者に対する特別義務店舗構造又は内外装について加盟者に特別の義務を課すときは、その内容**

内装・外装に対しての設置・改装義務はありません。

**17 契約に違反した場合に生じる金銭の支払いその他義務の内容**

本契約及び付帯契約上、加盟店に不履行のあった場合には、当該不履行について、加盟店は、本部に対して損害賠償金を支払う。

**18 加盟に際し徴収する金銭に関する事項 金銭又は算定方法**

a FC加盟店は、本契約締結時にドットマンクラブチェーンへの加盟金として、金50万円を支払います。(2店舗目以降は半額)この加盟金については、その理由の如何にかかわらず返還をしません。また、チェーン店は、本契約締結時に、保証金として一店舗あたり50万円を本部に支払います。尚、期間満了または第20の条項により本契約を解除する場合で、甲が乙に対する債権及び損害賠償額は、当該保証金と相殺することができます。甲は、乙の債務が清算され次第に返還します。

b 本部に対し月額3万円(税抜き)のロイヤリティを支払います。支払いは、毎月月末日までに当月分を甲の指定する銀行口座に振り込みます。

c 加入時にスターキット購入し、費用3万円(税別)を本部に支払います。

## **19 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 加盟者に販売し、又は販売をあっせんする商品の種類**

a 看板・販促チラシ等販促品を本部で作成し販売します。採用・不採用は加盟店の自由です。またコピー利用も自由ですが、FCチェーンのイメージを損なう改変は本部より指導することがあります。

## **20 経営の指導に関する事項**

a 本部は経営についてのアドバイスはいたしません。本業として活動する場合や副業として活動する場合でも、顧客の要望に沿った販売取り付けを励行し、顧客の目的に対して誠意をもって対処するものとします。

b 6ヶ月の資材購入売り上げ平均が3万円未満の場合、強制退会処分とします。

## **公正取引委員会「フランチャイズ・ガイドライン」における開示事項**

### **1 加盟後の商品などの供給条件に関する事項(仕入れ先の推奨制度等)**

FC店とFC本部との受発注はFAX又はメールなど記録に残る形式にて行います。

### **2 加盟者に対する事業活動上の指導の内容、方法、回数、費用負担に関する事項**

毎月研修会または情報交換会を本部にて執り行います。参加できなかった方にはその内容をお知らせします。

### **3 加盟に際して徴収する金銭の性質、金額、その返還の有無及び返還条件**

加盟金、ロイヤリティは返還いたしません。保証金のみ退会等された場合に、残った取引債務と相殺して6ヶ月以内に返金します。

### **4 ロイヤリティの額、算定方法、徴収の時期、徴収の方法**

ロイヤリティは月末までに当月分を指定の口座に振り込みしていただきます。商品代金、保険金等は翌月末までにお支払い下さい。

### **5 本部と加盟者間の決済方法の仕組み・条件、本部による加盟者への融資の利率等に関する事項**

決済は振り込みによって行います。加盟者への融資はいたしません。支払い遅延があった場合利息に係る利率は14.5%です。

### **6 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容並びに経営不振となった場合の本部による経営支援の有無及びその内容**

a FC本部はドットマン取り付け工事に対する賠償責任保険に代表して加入します。\* 工事前に申請のあるものだけが対象となります。

b 本部がFC店の経営について関与することはありません。

## **7 契約の期間並びに契約の更新、解除及び中途解約の条件・手続に関する事項紹介**

FC締結後、取引の有無にかかわらずFC加盟店はいつでも退会できます。その場合文書にて通知するものとします。

## **8 加盟後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させることができるか否かに関する契約上の条項の有無及びその内容並びにこのような営業が実施される計画の有無及びその内容**

本本部の判断により、取り付け設置FC店は1店に付人口15～50万人程度、活動範囲を約10kmと想定し(都会と地方、山間部などで考慮します)加入推進します。また、FCの取り付け工事が受注できる販売店も同数程度を設置します。なお、新規加盟店は本チェーングループ情報網にて告知します。

\* FC店顧客対象は倉庫、工場、店舗、住宅等建物とします。

\* FC店は取り付け指定施工業者となります。

\* 販売店は、販売と機材を使用せず簡易取り付けをする業者とします。(不動産、住宅管理会社等)